

# 「困ったなあ」

## 「答ええます」

佐々木知子の  
法律相談



佐々木知子  
ささきともこ  
弁護士  
帝京大学法学部教授

## 亡くなった夫に 腹違いの兄がいました！

主人が亡くなり、そのことでご相談です。まだ50歳の急死でした。

夫とは同じ職場で知り合い、結婚して25年になります。子供はありません。夫の父親は早くに亡くなったそうで、母一人子一人でしたが、義母はよくできた方でした。3年前に亡くなった時には夫も私も大変悲しみしました。

今住んでいるマンションは値上がりして、今は時価5000万円程です。夫が20年前に、30年ローンを組んで購入したので、本来であればローン残がかなりありましたが、義母の遺産約1000万円（なせ相続人

は夫一人でしたから）を注ぎ込むなどして完済です。二人ともお金があれば旅行に出掛けていたし、住宅ローンが終わってこの後はその分預金もできるし、定年後は年金が入るし…と気楽に考えていました。夫の預金は700万円ほどです。

夫の相続人は私一人なので、司法書士の所に戸籍などを持参して名義変更を依頼したところ、まさに青天の霹靂、夫には腹違いの兄がいたのです！ 義母

は義父にとつては再婚で、戸籍をたどると、義父は最初の妻と離婚して義母と再婚し、夫が誕生した後亡くなったようです。その兄のことを夫が知っていたかどうかは夫も義母も亡く、分かりません。その兄も亡く、息子が一人いて存命なことも分かりました。その方の相続分が4分の1あるので、弁護士さんに相談してくださいと言われました。

## 面識のない異母きょうだいも 法定相続人になります。

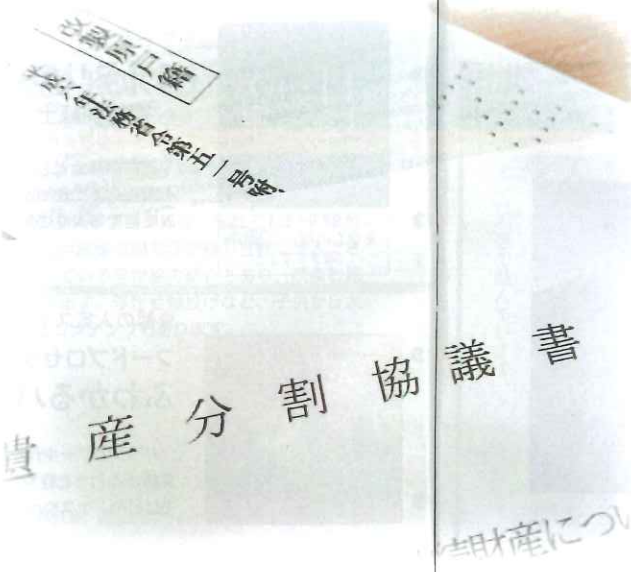
まさに青天の霹靂ですね。一人っ子であるのにもかかわらず、亡夫のおじやおばも祖父母も一切登場しないのは、なんらかの理由があったのかもしれないね。義母は今言う略奪婚だったのだから、親戚付き合いを断たれていたとか。ご主人もうすうすは分かっていたのかもしれませんが、今となつては確かめようがなく、つらいですね。

子供がいない場合、妻を主体にして、親がいれば親が3分の1、親がなくてきょうだいがいればきょうだいが4分の1（亡くなっていればその子供が代襲相続する）の相続分です。配偶者は通常全くの他人なので、イエにある程度遺そうとの考えでしょうが、ご相談者のケースでは全く付き合いがないので、変な感じがしますよね。

ただ、きょうだいには遺留分がないので、全財産は妻に相続させる旨の遺言書を書いておけば、済みました。その存在を忘れていたのか、きょうだいにも相続権があることを知らなかったのか、それも分からないまま

ですね。そもそも若くての急死なので相続のことなど考えもしなかったでしょう。

さて、遺産相続は時効にかからないので、弁護士が代理人として、遺産の内訳を知らせ、できたら相続放棄をしてほしいとお願いをすることになります。その通知で相手は自分に相続が開始したことを知り、3カ月が放棄の期限です（民法915条）。もちろん費用などはお支払いさせていただくし、全く付き合いのない人からの遺産となれば、良識のある人だと放棄してくれそうですが、マンションと預金の4分の1はかなりの金額



になるので、もしお金に困っているか何かすると、放棄してくれないことも考えられますよね。

もし通知をしなければどうなるか、ですか。マンションの名義は故人のままでも、固定資産税などは払っていれば問題は無いでしょうが、売却するとなれば正しい名義にしなければなりません。定期預金は相続人全員同意がなければ銀行は解約に応じませんが、普通預金については4分の3相当額は応じてくれると思います。

しかし、本当に面倒なことになるかもしれません。うまくいけばよいのですけれど。